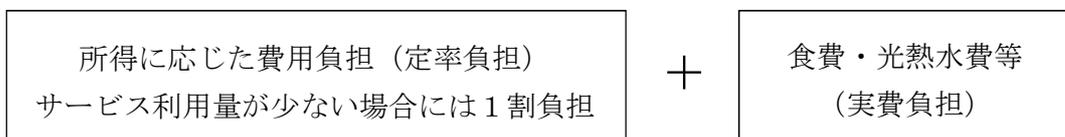


利用者負担のしくみ

障害福祉サービスでは、それぞれのサービスを利用する際の利用者負担として、所得に応じて費用を負担する「定率負担」と、食費・光熱水費等を負担する「実費負担」があります。



負担上限月額

定率負担については、所得に応じてひと月あたりの上限額（負担上限月額）が設定されます。ひと月に利用したサービスの量にかかわらず、それ以上の負担は発生しません。

訪問系サービス・日中活動系サービスを利用される方

区分	世帯の収入状況	負担上限月額	
		18歳未満	18歳以上
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	0円
一般1	市町村民税課税世帯で、 所得割が16万円（児童は28万円）未満	4,600円	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯で、一般1以外	37,200円	37,200円

居住系サービス・療養介護を利用される方

区分	世帯の収入状況	負担上限月額		
		施設入所支援・療養介護		グループホーム・ 宿泊型自立訓練
		20歳未満	20歳以上	18歳以上
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円
一般1	市町村民税課税世帯で、 所得割28万円未満	9,300円	—	—
一般2	市町村民税課税世帯で、一般1以外	37,200円	37,200円	37,200円

※収入状況を判断する世帯の範囲は次のとおりです。

18歳未満の方・施設入所支援、 療養介護を利用する20歳未満の方	18歳以上の方 （左記に該当する方を除く）
保護者の属する住民票世帯	本人及び配偶者